

北開局開整第41号

平成28年2月26日

水産庁長官殿

国土交通省北海道開発局長



水産基盤整備事業（直轄）の期中の評価について（報告）

標記について、「水産関係公共事業の事業評価実施要領」（平成26年5月1日付け26水港第661号）第7の3（2）の規定に基づき、下記事業に係る実施方針案を作成しましたので、別紙のとおり報告します。

記

- 1 臼尻地区 直轄特定漁港漁場整備事業
- 2 庶野地区 直轄特定漁港漁場整備事業

（発議 開発調整課事業調整専門官）



水産基盤整備事業（直轄）の期中の評価

期中評価実施主体（北海道開発局）

事業主体	事業名	該当基準	実施方針案	総合評価
北海道開発局	臼尻地区 直轄特定漁港漁場整備事業	漁業情勢 の変化等	継続	臼尻漁港は、コンブ養殖漁業、大型定置網漁業、スケトウダラ刺網漁業等の沿岸・養殖漁業の流通拠点漁港であるとともに、渡島半島の太平洋沿岸で操業されるイカ釣り外来船の基地港として、重要な役割を担っている。このため、衛生管理対策の推進、用地不足の解消、作業環境の改善及び水産物輸送の効率化を図るための岸壁や道路等の整備が急務となっている。 これらの整備は、事業目的達成のために必要不可欠であり、本事業にかかる費用便益比も確認されている。 以上の結果より、本事業の必要性及び経済性は高いと認められることから、事業を継続する必要がある。
北海道開発局	庶野地区 直轄特定漁港漁場整備事業	漁業情勢 の変化等	継続	庶野漁港は、サケ定置網、採藻漁業等の沿岸漁業の流通拠点、また、襟裳岬周辺海域で操業・航行する漁船の避難拠点としての重要な役割を担っている。このため、漁港内の静穏度確保および衛生管理の強化に向けた防波堤、岸壁、人工地盤等の整備が急務となっている。 これらの整備は事業目的達成のためには必要不可欠であり、本事業にかかる費用便益比も確認されている。 以上の結果より、本事業の必要性及び経済性は高いと認められることから、事業を継続する必要がある。

水産基盤整備事業に係る事業審議委員会の実施状況

期中評価実施主体(北海道開発局)

実施年月日	事業概要説明・ 審議の別	審議された事業名	審議された事業への具申意見	備考
H28.2.16 北海道開発局事業審議 委員会	審議	臼尻地区 直轄特定漁港漁場整備事業	別添のとおり	
H28.2.16 北海道開発局事業審議 委員会	審議	庶野地区 直轄特定漁港漁場整備事業	別添のとおり	

平成28年2月16日

北海道開発局

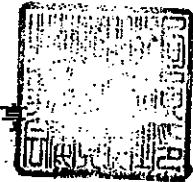
事業評価検討委員会委員長

本田 幸一 殿

北海道開発局

事業審議委員会委員長

萩原



北海道開発局所掌事業に係る再評価原案準備書および事後評価結果準備書
に対する意見書

当委員会は、平成28年2月16日に審議を行った結果、下記のとおり意見を提出する。

記

第1-1 再評価（期中の評価）対象事業

1 水産基盤整備事業

- (1) 臼尻地区 直轄特定漁港漁場整備事業
- (2) 庶野地区 直轄特定漁港漁場整備事業

第1-2 完了後の事後評価対象事業

1 道路事業

- (1) 渡島半島横断道路（一般国道230号）国縫道路
- (2) 道央圏連絡道路（一般国道337号）新千歳空港関連
- (3) 道央圏連絡道路（一般国道337号）美原道路
- (4) 一般国道36号 登別拡幅
- (5) 一般国道228号 上磯拡幅
- (6) 一般国道241号・242号 足寄道路
- (7) 一般国道275号 幌加内峠

2 港湾整備事業

- (1) 稚内港北地区離島フェリーターミナル等整備事業
- (2) 岩内港本港地区防波堤整備事業

第2 意見

当委員会に提出された再評価原案準備書及び事後評価結果準備書の対応方針については、北海道開発局案を妥当と判断する。

以上